

【日本英語学会情報管理規定】

*EL*・*JELS*掲載論文の再録及び登録

- 第 18 条 *EL*に掲載された論文および *EL*に再投稿され、掲載されるまでのすべてのバージョンの論文 ((Brief) Article、Review (Article)、Notes and Discussion、Invited Article、Articles on a Specified Topic) と、*JELS*に掲載された論文の著作権は日本英語学会にあるため、著書や論文集への再録に当たっては、電子メールか書面によって本会に申請し、許可を得るものとする。
- 2 項 *EL*に掲載された論文および *EL*に再投稿され、掲載されるまでのすべてのバージョンの論文の再録は原則として発行後2年以上経過したものについて、また、*JELS*に掲載された論文の再録は発行後1年以上経過したものについて認める。
- 3 項 再録に当たっては、本会の許可を得ている趣旨を明記し、発行年度、巻号、ページも明記する。また、再録の許可を得ている論文に更なる誤植・誤記の訂正や加筆などを行った場合にも、その旨を明記する。
- 第 19 条 *EL*に掲載された論文および *EL*に再投稿され、掲載されるまでのすべてのバージョンの論文の再録を認めた場合、会長は理事会、編集委員会、及び版権の所有者である開拓社に報告する。
- 第 20 条 所属大学及び他機関の学術情報レポジトリや電子アーカイブへの登録（以下、登録と言う）、及び個人のウェブサイトへの掲載（以下、掲載と言う）に当たっては、電子メールか書面によって本会に申請し、許可を得るものとする。
- 2 項 *EL*に掲載された論文および *EL*に再投稿され、掲載されるまでのすべてのバージョンの論文の登録と掲載は発行後2年以上経過したものについて、また、*JELS*に掲載された論文の登録と掲載は発行後1年以上経過したものについて認める。
- 3 項 登録と掲載に当たっては、本会の許可を得ている趣旨を明記し、発行年度、巻号、ページも明記する。また、登録と掲載の許可を得ている論文に更なる誤植・誤記の訂正や加筆などを行った場合にも、その旨を明記する。
- 第 21 条 *EL*に掲載された論文および *EL*に再投稿され、掲載されるまでのすべてのバージョンの論文の登録と掲載を認めた場合、会長は理事会、編集委員会、及び版権の所有者である開拓社に報告する。